

川越市都市計画公聴会規則(案)について

平成 24 年 4 月
都市計画部 都市計画課

1. 制定の趣旨

都市計画法では、都市計画の案を作成しようとする場合や、都市計画に関する基本的な方針を定めようとする場合に、必要があると認めるとき、住民の意見を反映させるため、公聴会の開催等必要な手続きをとるものとしています。(法第16条第1項、第18条の2第2項)

今後、川越市で都市計画を決定するにあたり、公聴会を開催する必要があるときに必要な事項を定めようとするものです。

- | | |
|-------------|---|
| 都市計画 | 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用のあり方、都市施設（道路・公園等）の整備等に関する計画をいいます。 |
| 公聴会 | 公の機関がその権限に属する一定の事項を決定しようとするとき、利害関係者等の意見を聞き、参考とするために設けられた制度です。 |

2. 制定案の内容

「川越市都市計画公聴会規則」(案)に定めることとなる内容は次のとおりです。

- ・ 公聴会開催
公聴会を開催しようとするときは、公聴会の期日の 20 日前までに、その期日・場所・都市計画の構想又はその閲覧場所等を告示する
- ・ 公述人の資格
公聴会に出席して意見を述べる資格を有する者は、市内に在住の者、その他市長が特に必要があると認める者
- ・ 公述人となる手続き

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別に市長の定める日までに都市計画の構想に関する意見の要旨・その理由・住所・氏名・年齢・職業を記載した書面を市長に提出しなければならない

・公聴会の中止

公述人となる手続きに必要な書面の提出がされないときは、公聴会の開催を中止することができる

・公述人の選定

1 都市計画の構想に関する意見の要旨及びその理由並びに住居、氏名、年齢及び職業を記載した書面を提出した者のうちから公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という)及び意見を述べることができる時間(以下「公述時間」という)を定め、当該公述人にその旨を通知する

2 提出された書面に記載された意見の要旨が類似しているときは、それらの書面を提出した者の一部を公述人として定めることができる

3 都市計画に広く住民の意見を反映させるため必要があると認めるときは、書面を提出した者以外の者を公述人として定めることができる。この場合において、公述時間を定め、当該公述人にその旨を通知する

・公聴会の議長

公聴会は、市長又はその指名する職員が議長として主宰するものとする

・意見の陳述等

1 公述人は、公聴会においては、提出した書面の内容の範囲内で意見を述べなければならない

2 公述人の発言が1の範囲を超え、若しくは公述時間を超え、又は公述人に不穏当な発言があったときは、議長はその発言を禁止し、又は当該公述人を退場させることができる

3 公述人は、議長の同意を得た場合は、第三者に文書を朗読させ、又は文書で意見を述べることができる

・傍聴人の入場制限

議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる

・公聴会の秩序維持

1 公聴会においては、何人も、議長の指示に従わなければならない

2 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者を退場させることができる

・公聴会の記録

- 1 公聴会に関する記録を作成しなければならない
- 2 記録には、次に掲げる事項を記載し、議長が署名押印しなければならない
 - ア 公聴を行った都市計画の構想
 - イ 公聴会の期日及び場所
 - ウ 出席した公述人の住所及び氏名
 - エ 公述人が述べた意見の内容
 - オ その他公聴会の経過に関する事項

3. 施行期日

この規則案は、平成24年7月1日から施行しようとするものです。